

国際海上固体ばら積み貨物コード

(International Maritime Solid Bulk Cargoes Code)

※石炭や鉱石等の固体物質を船倉に直接積載して運送する場合に適用

☆2011年1月1日から強制化⇒世界的な統一基準での規制開始

☆義務者 ⇒ 荷送人：船長に対し貨物の詳細な情報を提出

⇒ 船 長：物質毎に定められた要件に従って運送

☆ 2年毎に改正（規制の見直し/新規物質の追加等）し、2021.1.1から第5次改正内容が発効

☆日本では、固体貨物（危険物を除く。）のばら積みで運送に関する規定を定めた

特殊貨物船舶運送規則（特貨則）及び関係告示で担保している

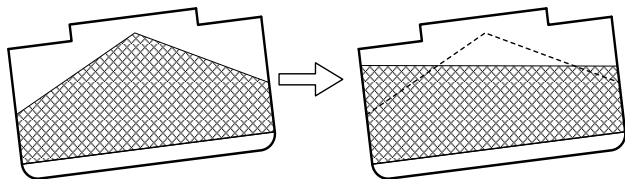
種別A：液状化のおそれがある物質：ニッケル精鉱、コークブリーズ等

種別B：化学的な危険性を有する物質：石炭、還元鉄、フェロシリコン等

種別C：種別A又は種別B以外の物質：セメント、石灰石、鉄鉱石、砂、塩等

☆種別Aの貨物は、運送中に液状化した場合の危険性が特に高いため特段の措置を要求

貨物の液状化による危険性



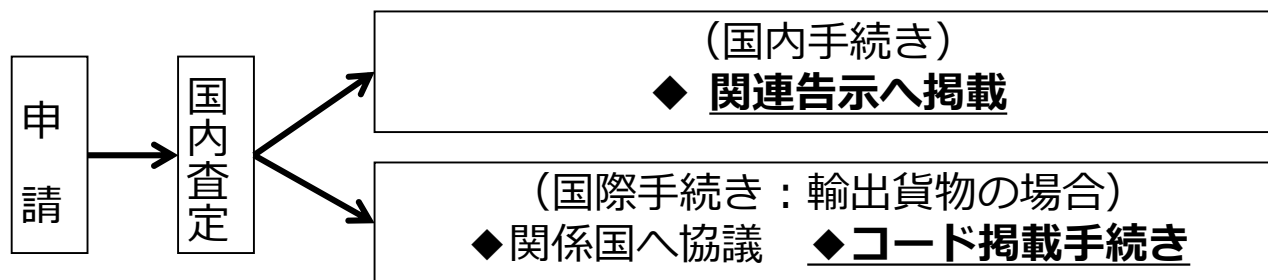
船倉内で貨物が偏り易くなり転覆等の危険性が増大

- ◆ 6ヶ月毎に、運送許容水分値（TML）を測定
- ◆ 船積み前1週間以内に、水分値（MC）を測定
- ◆ $TMC < MC$ の場合、専用船以外への船積み禁止

国内法令への取り入れ

コードには全ての物質が掲載されている訳ではなく、 コード掲載物質とコード未掲載物質が存在

- コード掲載物質は、物質毎に定められた運送要件に従う
- コード未掲載物質は、主管庁が種別・運送要件を承認⇒『国内査定』



国内取り入れ

- ✓ IMSBCコード**掲載物質**の運送要件は以下のとおり関係告示に取り込み

種別A	液状化物質告示	別表第1
種別B	固体化学物質告示	別表第1
種別C	その他物質告示	別表第1

- ✓ IMSBCコード**未掲載物質**の運送要件は以下のとおり関係告示に取り込み

種別A	液状化物質告示	別表第2
種別B	固体化学物質告示	別表第2
種別C	その他物質告示	別表第2

※ IMSBCコード掲載物質のうち、種別B（危険物）に該当する貨物については
船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第13に取り込み

IMSBCコード第5次改正内容

● IMSBCコード新規掲載物質の運送要件の追加（11物質）

・ボーキサイト粉	…【A】	・銅及び鉛を含むマット	…【DG】
・水滑石	…【C】	・硫化金属精鉱（自己発熱特性を有するもの）＊	…【A & DG】
・フッ化カルシウム・硫酸カルシウム・炭酸カルシウムの混合物	…【A】	UN 3190	…【A & DG】
・緑泥石	…【C】	・シードケーキ及び加工された油性植物の残滓	…【B】
・フェロニッケルスラグ（粒状のもの）	…【C】	・シードケーキ及び加工された油性植物の残滓	…【C】
・鉛及び亜鉛を含む煙じん＊	…【A & DG】	・濃縮酸化亜鉛煙じん	…【A & B】

＊ ばら積み運送する場合、危険物であって、液化物質に該当するものとして、危規則第13条第3項が適用される

● IMSBCコード既掲載物質の運送要件項目の変更（1物質）

・ボーキサイト	…【C】
---------	------

● IMSBCコード既掲載物質の品名の変更（4物質）

・フェロシリコン（～略～）（ブリケットを含む。）	…【B】	・フェロシリコン（～略～）	…【B】
・魚粉（安定化されているもの）（抗酸化剤入りのもの）UN2216	…【DG】	・魚粉（安定化されているもの）（抗酸化剤入りのもの）UN2216	…【DG】
FISHMEAL (FISHSCRAP)	…【C】	FISH MEAL (FISH SCRAP)	…【C】
・粒状硫化鉄	…【C】	・粒状硫酸第一鉄	…【C】
・硫化マグネシウム肥料	…【C】	・硫酸マグネシウム肥料	…【C】

